

広島市告示（佐伯区）第 29 号  
令和 8 年 4 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 243 条の 2 の規定に基づき、  
広島市老人いこいの家坪井荘の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、  
告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市佐伯区坪井一丁目 28 番 11 号

佐伯区観音社会福祉協議会

代表者 会長 田村 敏文

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和 8 年 1 月 15 日

3 委託する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日